

## 公的研究費等の取扱い及び研究活動における不正行為への対応に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、長野保健医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の取扱い及び全ての研究活動における不正行為への対応に関し、適正に運営及び管理・執行するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 公的研究費等の取扱い及び研究活動における不正行為への対応については、他の関係法令又は、これらに基づく特別な定めのある場合を除き、この規程を適用するものとする。

### (定義)

第3条 この規程において「公的研究費等」とは、原則として次のものをいう。

- (1) 研究者（教員）が研究課題を設定し、資金配分機関の審査を経て研究費が交付される基金及び補助金。
  - (2) 資金配分機関が研究課題を設定し、それに応募した研究者（教員）へ審査を経て採択し、当該研究者（教員）の所属機関との間で委託契約（再委託契約を含む）が締結される委託費（受託研究費）。
- 2 この規程において「研究活動」とは、競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動をいう。

### (最高管理責任者)

第4条 全体を統括し、研究費の運営・管理及び研究倫理の向上と不正行為の防止等に関し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てるものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理及び公正な研究活動を推進するために適切な措置が講じられるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。

### (統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理及び研究倫理の向上と不正行為の防止等について大学全体を統括する責任及び権限を有する者として、統括管理責任者を

おく。

- 2 統括管理責任者は、副学長をもって充てるものとする。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の体制を統括する責任者として、最高管理責任者が定めた基本方針に基づく不正防止計画を策定・実施する。
- 4 統括管理責任者は、研究費の運営・管理及び研究活動に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるためのコンプライアンス教育を実施するため体制づくりを行う。
- 5 前項の教育の実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。
- 6 前第4項の教育内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費等の運営・管理及び研究活動に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書（様式1）の提出を求める。
- 7 公的研究費等の運営・管理及び研究活動に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

（コンプライアンス推進責任者）

第6条 研究費の運営・管理及び研究倫理教育について責任及び権限を有する者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、学部長等を充てるものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号の業務を行う
  - (1) 学内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - (2) 不正防止を図るため、研究費の運営・管理及び研究活動に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を確認するとともに統括管理責任者にその状況を報告する。
  - (3) 構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、学内において事務局の協力を得て、研究の進捗管理及び研究費の予算執行管理を行うとともに、不正行為を防止するよう努めるものとする。

（公的研究費の適正な運営・管理）

第7条 公的研究費等に係る予算の決裁権限は、学校法人四徳学園経理規程の定めるところによる。

- 2 公的研究費等に係る物品発注・検収業務は、大学事務局総務部（以下「総務部」という。）が行い、発注から納品までの事務の流れは、学校法人四徳学園経理規程の定めるところ

による。

- 3 公的研究費等に係る研究者の出張計画の実施状況等の把握については、総務部が行い、学校法人四徳学園旅費規程に基づき、書類等の提出を求め、用途や受給額の適切性を確認する。
- 4 研究者は、公的研究費等に係る実験補助等の継続的な作業を行う非常勤雇用者の勤務状況を出勤簿等により適正に管理しなければならない。
- 5 総務部は、必要に応じて非常勤雇用者の勤務状況を確認しなければならない。
- 6 総務部は、公的研究費等に関する予算執行状況を定期的に確認し、研究者に報告する。

(相談窓口との連携)

第8条 本学における公的研究費等に係る研究者の事務処理手続きに関し、統一的な運用を図るため、相談窓口を設置し、研究倫理審査委員会と連携する。

- 2 相談窓口は、次に掲げる部署とする。

(1) 総務部

- 3 相談窓口は、本学における公的研究費等に係る事務処理手続きに関する学内外からの照会等に対応し、本学における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正防止計画の策定)

第9条 統括管理責任者は、研究費の適正な運営・管理及び研究活動の不正行為を防止するため、不正を発生させる要因を把握したうえで不正防止計画を策定し最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受け、必要に応じて統括管理責任者に対し、不正防止計画の修正を命ずるものとする。統括管理責任者は不正防止計画の修正を行ったときは最高責任者に報告しなければならない。
- 3 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行う。

(不正行為相談窓口)

第10条 本学内外から公的研究費等及び研究活動に係る不正行為に関する通報を受け付けるため、事務局内にコンプライアンス窓口を置き、通報は何人も電子メール、電話、FAX、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

- 2 通報は、原則として、顕名により、公的研究費及び研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付け

る。

- 3 事務局長は、不正行為に関する通報を受けたときは、遅滞なくその旨を最高管理責任者に報告する。
- 4 大学は、単に告発等をしたことを理由に告発者等に対し不利益となる取り扱いを行わないものとする。

(内部監査)

第11条 本学における公的研究費等の適正な運営・管理を確認するため、学校法人四徳学園経理規程に基づき、内部監査を実施し、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているかを確認する。

- 2 監査担当者は、監査の結果を遅滞なく最高管理責任者に報告する。

(業者の不正防止等)

第12条 取引業者に対して研究費の適正な運営に関するルール及び次の各号に定める内容について大学ホームページへの掲載により積極的に周知する。

- (1) 取引業者に対しては一定の取引実績に応じて誓約書(様式2)の提出を求める。
- (2) 職員の研究費の不正運用に加担・協力した業者については、当所との取引停止等の処分を厳正に行う。

(秘密保護義務)

第13条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、申立者、調査対象者、申立内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、申立者及び調査対象者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該申立に係る事案が外部に漏洩した場合は、申立者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、申立者又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、申立者、調査対象者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、申立者、調査対象者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報等の取扱い)

第14条 最高管理責任者は、内部監査及び通報等により不正又はその疑いがあるとされる

内容を精査し、理事長に報告する。

- 2 最高管理責任者は、第10条に基づく通報があった場合は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 3 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。
- 4 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

#### (予備調査の方法)

第15条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

#### (調査委員会の設置及び調査)

第16条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定し、本調査を実施する場合は、不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。本調査の開始は、実施の決定後原則として30日以内とし、当該調査の要否を配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 調査委員会は、申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者で、学外委員を半数以上として原則として次の委員で構成するものとし、委員の氏名及び所属を申立者及び調査対象者に通知するものとする。なお、申立者及び調査対象者は、当該通知を受けた日から10日以内に委員の構成について異議申し立てをすることができる。
  - (1) 統括管理責任者
  - (2) コンプライアンス推進責任者
  - (3) その他最高管理責任者が指名する外部有識者で本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者
  - (4) その他最高管理責任者が指名する者
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して申立者に通知する。この場合には、配分機関又は関係省庁や申立者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

- 5 調査委員会の会議は統括管理責任者が招集し、議長となる。
- 6 調査委員会は必要に応じて、被告発者の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

(認定の手續)

- 第17条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、不正使用の相当額、調査結果に応じて講じるべき措置、その他最高管理責任者から諮問を受けた事項を認定する。
- 2 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
  - 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて申立が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
  - 4 前項の認定を行うに当たっては、調査対象者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

- 第18条 調査委員会は、申立者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
  - 3 調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

- 第19条 最高管理責任者は、通報等の受付から210日以内に、前条第5項の調査結果と再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び関係省庁に提出する。期限までに調査が完了しない場合又は調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正を認定し、配分機関に報告する。
- 2 前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及

び調査の中間報告を配分機関に提出する。また、調査に支障がある等正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不服申し立て)

第20条 特定不正行為と認定された調査対象者及び申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、書面又は口頭による不服申し立てをすることができる。なお、申立てできる期間は判定結果の通知を受けた日から20日以内とする。

- 2 特定不正行為の認定に係る不服申し立てについては、その趣旨、理由等を勘案し、再調査の有無を速やかに決定するものとする。
- 3 特定不正行為の認定に係る不服申し立てについて、再調査を決定した場合は、調査対象者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力することを求めることができる。なお、調査対象者が協力を行わないときは、再調査を行わず調査対象者への通知をもって、審査を打ち切ることができる。
- 4 調査対象者から特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、申立者に通知するとともに、その事案に係る研究・配分機関及び関係省庁に報告するものとする。また、不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 5 特定不正行為の認定に係る不服申し立てについて再調査を開始した場合は、調査開始日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を調査対象者、調査対象者が所属する機関等及び申立者に通知するとともに、その事案に係る研究・配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(不正行為に係る懲戒等)

第21条 最高管理責任者は、前条に定める調査の結果、不正を認定した場合は、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員が不正行為に関与した場合の懲戒については学校法人四徳学園就業規則に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第22条 最高管理責任者は、不正行為の事実が認定された場合は、個人情報又は知的財産の保護、その他の合理的な理由がある場合を除き、速やかに、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属を公表するものとする。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名・所属を公表するものとする。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができる。

(改正)

第24条 この規程の改正は、運営会議の議を経て行う。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

\* 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日：文部科学大臣決定)では以下の行為を特定不正行為としている。

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

- (1) 捏 造： 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん： 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗 用： 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。